

松戸市防災会議条例

〔 昭 和 3 8 年 4 月 1 日 〕
〔 松 戸 市 条 例 第 8 号 〕

改正 昭和40年4月1日 条例第7号 平成11年12月22日 条例第35号
昭和54年3月26日 条例第12号 平成24年10月4日 条例第22号
昭和56年3月28日 条例第30号 平成26年3月27日 条例第10号
昭和60年3月30日 条例第16号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員及び委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	4人以内
(2) 陸上自衛隊松戸駐とん地の自衛官のうちから市長が任命する者	1人
(3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	4人以内
(4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者	2人
(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者	25人以内
(6) 教育長	
(7) 消防長及び消防団長	
(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	10人以内
(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者	5人以内
(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者	5人以内
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会をおくことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務

を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日松戸市条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月26日松戸市条例第12号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月28日松戸市条例第30号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日松戸市条例第16号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日松戸市条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月4日松戸市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日松戸市条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

松戸市防災会議委員一覧表

(平成25年4月1日現在)

種 別	委 員 名	備 考
会 長	松戸市長	
1 号	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	
	関東農政局千葉地域センター センター長	
2 号	陸上自衛隊需品学校長	
3 号	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
	千葉県東葛飾土木事務所所長	
	千葉県水道局市川水道事務所松戸支所長	
	千葉県松戸健康福祉センター センター長	
4 号	千葉県松戸警察署長	
	千葉県松戸東警察署長	
5 号	副市長	
	水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	総務部長	
	財務部長	
	市民部長	
	経済振興部長	
	健康福祉部長	
	街づくり部長	
	市議会事務局長	
男女共同参画課長		
6 号	教育長	
7 号	消防局長	
	消防団長	
8 号	株式会社NTT東日本-千葉東葛営業支店長	
	日本通運株式会社柏支店長	
	東日本旅客鉄道株式会社松戸駅駅長	
	東京電力株式会社東葛支社副支社長	
	京葉ガス株式会社供給保安部東葛グループマネージャー	
	新京成電鉄株式会社鉄道営業部松戸駅駅長	
	東武鉄道株式会社新鎌ヶ谷駅長	
	流鉄株式会社鉄道部部付部長	
北総鉄道株式会社東松戸駅駅務区長		
9 号	千葉県看護協会松戸地区部会長	
	聖徳大学短期大学部総合文化学科准教授	
	松戸市女性防火クラブ会長	
	松戸自衛隊協力会女性部会長	
1 0 号	松戸市医師会会長	
	松戸市歯科医師会会長	
	松戸市薬剤師会会長	
	松戸市赤十字奉仕団委員長	
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長	

松戸市防災会議運営規程

〔昭和39年12月17日〕
松戸市訓令甲第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、松戸市防災会議条例(昭和38年松戸市条例第8号)第5条の規定に基づき、松戸市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議委員の会議(以下「委員の会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員は、委員の会議の必要があると認めるときは、会長に委員の会議の招集を求めることができる。

(議決)

第3条 委員の会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数であるときは議長の決するところによる。

(委任による処理)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の委員の会議にこれを報告しなければならない。

(部会の組織)

第5条 防災会議に部会を置く。

2 部会に部会長および副部会長を置き、委員がこれを互選する。

(部会の会議)

第6条 部会長は、部会を招集するときはあらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

(幹事および書記)

第7条 防災会議に幹事および書記を若干人置き会長が任免する。

2 幹事は、会長の命をうけて庶務を統理し、書記は会長および幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

松戸市防災会議運営要領

〔 昭和 5 6 年 3 月 3 日 〕
防 災 会 議 議 決

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、松戸市防災会議条例（昭和 38 年松戸市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「会議」という。）の議事および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規程による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 4 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第 5 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置に関すること。
- (5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があるときは委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 7 条 会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(補 則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

松戸市防災会議医療部会設置要綱

(設 置)

第1条 松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、松戸市防災会議医療部会（以下「医療部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 医療部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 医療救護活動マニュアルの策定に関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動に係る関係機関との調整に関すること。（部会長及び副部会長）

第3条 条例第5条第3項の規定により松戸市防災会議の会長が指名する部会長は、医師会長とする。

2 医療部会に副部会長1名を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 条例第5条第5項の規定により部会長があらかじめ指名する者は、副部会長とする。

(会 議)

第4条 医師部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(松戸市災害医療コーディネーター)

第5条 医療部会に松戸市災害医療コーディネーターを置き、防災会議の委員又は条例第4条第2項の規定により委嘱若しくは任命を受けた専門委員のうちから、部会長が指名する。

2 松戸市災害医療コーディネーターは、災害時に松戸市災害医療対策本部と連携し、医療救護活動に係る関係機関との調整を行う。

(庶 務)

第6条 医療部会の庶務は、保健医療を担当する課及び防災を担当する課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。